

所得が少ない世帯、子育て世帯などに

給付金を支給します

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。
市では、給付金の支給のために準備を進めていますが、申請の受付開始について9月中旬を予定しています。

臨時福祉給付金

▼対象者

次のすべてに該当する人

○平成27年1月1日現在で市の住民基本台帳に記録されている人

○平成27年度分の市民税が課税されていない人

※ただし、課税されている人の扶養親族、生活保護制度の被保護者は対象外になります

▼支給額

対象者1人につき6千円

▼申請書の送付・方法

対象になると思われる人の世帯へ9月上旬に申請書を郵送する予定です。申請方法は、返信用封筒による郵送や窓口で受け付けします。詳しくは、9月1日号の市報や市ホームページでお知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金

▼対象者

次のすべてに該当する人

○平成27年5月31日現在で市の住民基本台帳に記録されている人

○平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く）を受給した人

▼対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象者となる児童も含まれます

▼支給額

対象児童1人につき3千円

▼申請書の送付・方法

「臨時福祉給付金」と同様です。

○配偶者からの暴力を理由

に避難している人へ

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例交付金」の給付対象となる人のうち、事情により住民登録を村上市に移すことができない状況にある人は、申し出により一定の要件に当てはまれば村上市で給付金の支給申請ができるようになります。具体的な申し出方法や要件については、福祉課福祉政策室までお問い合わせください。

■公務員の人の申請方法

公務員の人は、申請書と受給証明書を職場から交付を受けて申請してください。
※平成27年5月31日時点で村上市に住民登録をしていない人は、住民登録している市町村へ受付日をお問い合わせください

●問い合わせ

福祉課福祉政策室

☎53・2111（内線232）

厚生労働省の相談窓口

☎0570・037・192

※運営時間 午前9時から午後6時

（土日、祝日除く）

振り込め詐欺にご注意



●給付金を支給するために、市や厚生労働省などが、ATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

●市や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

●現時点では、世帯構成や銀行の口座番号などを照会することは絶対にありません。